

第10回馬淵川水系河川整備学識者懇談会

日時：平成26年6月16日(月)

13:30～15:50

場所：八戸市ユートリー 8階多目的中ホール

1. 開 会

(開会 午後 1時30分)

○【司会】

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第10回馬淵川水系河川整備学識者懇談会を開催いたします。本日司会進行を務めさせていただきます青森河川国道事務所の砂子でございます。どうぞよろしくお願ひします。

本日の懇談会では、馬淵川の河川事業の進捗状況及び馬淵川水系の指定区間の河川整備計画変更について委員の皆様にご審議していただく予定となっております。

それでは、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきたいと思ひます。皆様のお手元に資料をお配りさせていただいております。最初に、懇談会の次第、続きまして配席図、委員名簿でございます。資料は1から資料4まででございます。あと最後に参考資料を添付してございます。不足等ございましたら事務局までお知らせ願ひします。なお、馬淵川水系河川整備学識者懇談会に関する傍聴規定を各自へ配付しておりますが、これに基づきお願ひいたします。

なお、報道機関の皆様にお伝えいたします。本懇談会は公開としておりますが、写真及びテレビの撮影につきましては、議事に入る前までとなりますので、あらかじめご了解願ひします。

2. 委員紹介

○【司会】

それでは、次第にのっとりまして委員のご紹介に入らせていただきます。それでは、本日出席されております委員の方々をご紹介させていただきます。なお、お手元に配付しております出席者名簿に基づきご紹介させていただきます。紹介に当たりましては、出席者名簿の順でご紹介いたします。

弘前大学農学生命科学部地域環境工学科教授、工藤明様。

○工藤明委員

工藤です。よろしくお願ひします。

○【司会】

南部町長、工藤祐直様。

○工藤祐直委員

工藤です。よろしく申し上げます。

○【司会】

盛岡大学名誉教授、齋藤宗勝様。

○齋藤宗勝委員

齋藤です。よろしくお願ひいたします。

○【司会】

八戸工業大学大学院工学研究科教授、佐々木幹夫様。

○佐々木幹夫委員

佐々木です。よろしく申し上げます。

○【司会】

日本野鳥の会青森県支部支部長、関下斉様。

○関下斉委員

関下です。よろしく申し上げます。

○【司会】

三戸町町長、竹原義人様。

○竹原義人委員

竹原です。よろしくお願ひいたします。

○【司会】

弘前大学大学院地域社会研究科准教授、平井太郎様。

○平井太郎委員

平井です。よろしく申し上げます。

○【司会】

八戸歴史研究会会長、三浦忠司様は出席でご返事いただいておりますが、まだ見えておられません。（後ほど遅れて着席）

なお、青森公立大学教授の木立様、八戸市長の小林様、弘前大学名誉教授の佐原様、八戸工業大学大学院教授、竹内様は所用のため欠席となっております。

引き続き、東北地方整備局の職員を紹介いたします。

東北地方整備局河川調査官の常山でございます。

○常山河川調査官（東北地方整備局）

常山でございます。よろしくお願ひいたします。

○【司会】

青森河川国道事務所長の石塚でございます。

○石塚所長（青森河川国道事務所）

石塚でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○【司会】

続きまして、青森県の職員を紹介いたします。

青森県県土整備部河川砂防課長の今でございます。

○今河川砂防課長（青森県）

今です。今日はよろしくお願ひいたします。

○【司会】

以上で委員紹介を終わらせていただきます。

本日、委員総数12名中7名の委員の方に出席（最終：12名中8名）をいただいております。懇談会規約第5条3項により、懇談会は委員総数の2分の1以上の出席をもって成立するとありますので、本懇談会は成立していることをご報告いたします。

3. 挨拶

○【司会】

続きまして、開会に当たりまして主催者を代表いたしまして、東北地方整備局河川調査官よりご挨拶申し上げます。

常山調査官よろしく申し上げます。

○【常山河川調査官（東北地方整備局）】

主催者を代表しましてご挨拶を一言申し上げたいと思います。本日は各委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところを第10回馬淵川水系河川整備学識者懇談会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃から直轄及び青森県河川行政の推進につきまして多大なるご理解とご支援を賜っておりますことも重ねて厚く御礼申し上げたいと思います。

本年まだ6月なのですけれども、気象庁の発表で去年よりも大分早く梅雨入りをしたという報道もありまして、そして先週は東北管内でも多く雨降った地域がございます。まだ正確には東北管内は出水期とはなってないのですけれども、既に融雪ではなくて梅雨の雨で大水に入った地域も幾つか出ております。前回のこの懇談会でも委員長からございましたけれども、本当に気候が変わっているのかなというところで我々河川管理者として出水に向けて万全の体制でこれから対応を図ってまいりたいと考えております。

出水対応というところでは、先週の6月7日、土曜日でございますけれども、今日ご出席いただいております南部町長様、そして三戸町町長様、ご列席いただきまして、また青森県知事、八戸市長もご出席いただきまして、馬淵川河川防災ステー

ションの完成の竣工をお祝いしていただいたところでございます。こういった地域での施設の備えも含めまして、繰り返しになりますけれども、これから出水に関して我々万全の体制で臨んでいきたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

さて、この馬淵川水系河川整備学識者懇談会でございますけれども、第1回の平成19年から5回まで直轄区間の河川整備計画の策定に向けてご意見を賜ってきたところでございます。そして、平成22年1月に直轄のほうの河川整備計画が策定されて、一足先に整備計画を県区間のほうで、指定区間のほうで青森県さんのほうで平成15年に策定されておりましたけれども、これの変更を平成22年に同じくさせていただきます。そして、第6回から昨年の10月の第9回まで毎年直轄区間、指定区間の河川整備区間の進捗状況についてご審議いただいております。あわせて、中では直轄区間の再評価についてもご審議いただきました。前回第9回におきましては、現地視察とあわせて昨年9月の台風18号の被災状況等につきましてもご報告させていただきます、あわせてご審議いただいたところでございますけれども、今回少し間が短かったですけれども、6月に開催させていただき、第10回になりますけれども、昨年の馬淵川の被害、出水で被害を生じた県の指定区間のほうの馬淵川水系河川整備計画、これにつきまして県さんのほうで変更の手続をしたいということでございます。

きょうは、そういった意味でここ数年間、状況としましては、整備の進捗状況のご報告的なご審議がありましたけれども、今回は法定計画の変更の内容についてご審議いただくということで例年にも増していろいろとご指導、ご意見賜ればと思っております。

本日は委員の皆様方におかれましては、多数のご意見を頂戴いただければと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○【司会】

続きまして、馬淵川水系河川整備学識者懇談会、佐々木幹夫座長よりご挨拶を申し上げます。

佐々木座長、お願ひいたします。

○【座長】

それでは、座ったままで挨拶したいと思います。この馬淵川流域、近年大雨、そのための洪水というのが頻繁と言ってもいいくらい起きている状況になっています。平成20年代に入れば、今26年ということですがけれども、20年代になって23年、25年ともう既に2回大洪水が起きているわけでございます。これについて青森県が検証した結果、もう少し安全度を高めてもいいのではないかと出てきています。これについては、きょうの議題の1番目で詳しい報告が事務局からあると思います。立て続けに大雨が降るといことは、学問的には予測不可能ですがけれども、ですから工学的な河川事業としては河川確率論的な考え方でいろいろ計画を進めているわけです。確率論ということであれば、過去に北海道に大雨が降ったことがありますけれども、それが200年に1度に相当する大雨だったということでございました。それに対応する河川整備を進めた結果、次の年にまた被害が起きてしまった。では、そのときの研究結果ですがけれども、立て続けに2年、200年に1度起こるような大雨が来る可能性というのはどのくらいあるのだろうかというのを調べたら37%なのだということでございます。ですから、ことし200年に1度降るような大雨があつて、また来年大雨があつても不思議ではないということになります。ですから、それが100年に1度の大雨とか50年に1度の大雨ということになるともうことし来て、来年来てもいいのではないかというような覚悟をしてもいいくらいのものだということになります。

そういう意味では、きょうの議題になります1番目の議題ですがけれども、県管理の河川においてもう少し堤防を、あるいは河積を大きくするとか、あるいは新たに整備計画に盛り込むとか、そういうふうにして住んでいる皆さん方の安全を確保するというのは重要な課題となっていると思います。

きょうの議題を見ますと2つになっています。これについては、先ほど河川調査官の挨拶で述べられたとおりです。きょうの提出されている資料を見ますと十分きょうの議題に対応した検討をしているという点、きょうのこの1番目の議題、2番目の議題に対しては十分な資料を提出されたのではないかとということが1つと、それから河川整備計画の変更については、先ほども言いましたように雨の降り方が近年変わっています。ですから、立て続けに大雨が来る可能性もまた迫ってきているという状況からして、一日も早くこの変更を地区住民のものにしていかなければい

けない。地区住民に実施していかなければいけないという点、2つの理由からきょうの懇談会は委員の皆さんの協力のもとに意見をきょうで集約したいと思っております。きょうの議題については、きょうで決着をつけて、早く新しい河川事業を進めていただきたいと思います。ご協力よろしく申し上げます。

○【司会】

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入りますので、写真やテレビの撮影につきましてはご遠慮願います。

4. 議 事

- 1) 馬淵川河川事業（県管理区間）の進捗状況と河川整備計画の変更について
- 2) 馬淵川河川事業（国管理区間）の進捗と今後の進め方について

5. その他

○【司会】

それでは、馬淵川水系河川整備学識者懇談会の規約第4条2項で、座長は懇談会の運営と進行を総括するということになっておりますので、議事進行を座長にお願いいたしまして、議事に入らせていただきます。

それでは、佐々木座長よろしくお願いたします。

○【座長】

それでは、お手元にあります議事に沿って進めていきたいと思えます。

最初は、1番目の議題です。馬淵川河川事業（県管理区間）の進捗と河川整備計画の変更についてでございます。

説明よろしくお願いたします。

○【事務局】

私は、青森河川砂防課、鈴木といいます。河川海岸グループのマネージャーをしております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、資料―2に沿って説明させていただきます。資料のほうは資料―2、それから資料―3が改訂する整備計画の本文になってございます。それから、資料―4が変更対照表というものになってございます。資料―2とあわせて、前のプロジェクターのほうにも同様のものが表示されますので、よろしく願いいたします。

まず、目次のところですが、県管理区間の現行整備計画の進捗状況についてということで、1項目めの現行の河川整備計画の概要から4項目め、「新たな治水対策」についてまでで説明させていただきます。それに引き続き、河川整備計画の変更についてということで5項目め、6項目めで説明させていただきます。

それでは、1ページ目、現行の河川整備計画の概要をお願いいたします。当初計画は、平成15年10月に策定しておりまして、平成22年6月に変更した内容で現在の事業を進めております。計画の趣旨といたしましては、下方に青字で掲げておりますけれども、いわゆる治水、利水、環境の河川法に掲げる3つの目的が総合的に達成できるよう、当面実施する河川工事の具体的事項を示す法定計画を定めたものになっております。計画の対象区間は、維持管理の項目も含めておりますので、県管理区間の全体を対象としております。計画の対象期間はおおむね20年としております。

2ページ目をお願いいたします。治水、利水、環境の概要でございます。治水につきましては、馬淵川で20年に1度発生する洪水から家屋の浸水被害を防止することを目標としております。また、浅水川でも同様に20年に1度発生する洪水から浸水被害を防止するということを目指しております。利水につきましては、基本方針を踏襲しておりまして、剣吉地点でおおむね16m³/sに設定しております。環境につきましては、自然環境を尊重し、動植物の生息・生育環境の保全に努め、また景観の保全を図り、景観資源の価値を生かすように努めるということにしております。

次に、3ページ目から整備計画策定後に発生した洪水の検証結果をご説明いたします。3ページ目は、平成23年9月、台風第15号による被害の概要でございます。浸水家屋270戸、農地冠水約490ヘクタールの被害が発生しております。このときの特徴といいますか、平面図の中央付近でございますけれども、旧東北本線の青い森鉄道や国道4号も冠水しているという状況でございます。

4ページ目をお願いいたします。昨年9月の台風18号による被害の状況です。平成23年とほぼ同様の被害が発生しておりまして、浸水家屋263戸、農地冠水約332ヘ

クターの被害が発生しております。

5 ページ目からが平成23年、25年洪水の雨量、水位、流量の状況でございます。5 ページ目がまず雨量です。平成23年洪水では86ミリの前期降雨がございまして、河川水位が下がり切らない状況でまとまった雨が長時間降り続けたという状況になっております。平成25年洪水では、四、五時間程度の間降雨全体の約70%が降ったということで、短期集中型の降雨となっております。

6 ページ目をお願いいたします。次に、水位の状況でございます。県管理区間に3カ所の観測所がありますけれども、下のグラフの右側、これが上流にあります馬淵南部水位観測所の状況になります。ここでは、平成25年洪水が平成23年洪水を若干上回っているという状況になっております。それに対しまして、左側のグラフは下流側の剣吉観測所における状況です。平成25年洪水の水位は40センチほど平成23年洪水の水位を下回っているという状況でございます。馬淵川では下流側からの河道掘削を進めてございまして、その効果が一部見られたのではないかとこのように考えております。

7 ページ目が流量の状況でございます。右下の表になりますけれども、各水位観測所での流量の状況です。平成23年、25年洪水を比較いたしますと櫛引橋、剣吉で平成23年洪水の流量が上回っておりますが、馬淵南部では平成25年洪水のほうが上回っているという状況でございます。ただし、いずれの観測所におきましても、現在の整備計画で定めている目標流量、これは下回っているという状況でございますので、現在整備計画に位置づけている河道掘削、輪中堤を引き続き推進していくということを考えております。

次に、8 ページ目をお願いいたします。現在行っている河川事業の進捗状況と今後の課題についてでございます。上の平面図の赤色で記載しております約17キロ区間の河道掘削及び川守田地区の輪中堤の整備を進めております。まず、河道掘削についてですけれども、緑色で着色しております8工区に分けて事業を進めてございまして、各工区ごとの進捗状況をその下の航空写真とともに記載しております。まず一番目に、福田工区についてですけれども、ことし3月に翌債工事で工事を発注いたしまして、昨年度まで未着手だったのですけれども、今年度完了する予定にしております。2番目の剣吉工区につきましては、平成25年末に約3割完了してございまして、引き続き今年度も掘削工事を進めております。ただし、この完了見込みは

平成27年度となる予定です。3番目の下名久井工区につきましては、今年度完了予定としております。

9ページ目をお願いいたします。4番目の虎渡工区につきましては、昨年度末で9割完了しております、今年度完了を予定しております。5番目の相内工区につきましては、昨年度完了済みでございます。また、下の漫画といいますか、ポンチ絵のほうですけれども、相内地区の輪中堤につきましても平成23年に完了しております、23年洪水、25年洪水から浸水被害を免れているという状況になっております。これまでの状況で、1番目から5番目までの、いわゆる下流側の工区、これにつきましては今年度中でおおむね完了するという見込みになっております。6番目の赤石工区、これにつきましては昨年度末約1割完了しておりますけれども、最終的な完了予定は平成27年度を予定しております。

10ページ目をお願いいたします。7番の沖田面工区につきましても今年度着工、平成27年度完了を予定しております。8番目の大向工区につきましては、昨年度約4割完了しておりますけれども、引き続き掘削工事を行いまして、27年度完了を予定しております。川守田地区の輪中堤につきましても用地買収の進捗にあわせて今年度着工して、27年度末完了予定としております。

11ページをお願いいたします。河川事業による効果ということでございますが、先ほど申しましたけれども、相内地区の輪中堤は平成23年に完了しております、平成23年、25年洪水では浸水被害を免れており、整備効果を発現しているという状況でございます。

引き続きまして、12ページ、13ページでございます。今後の課題ということで、まず12ページでございますけれども、馬淵川につきまして河道掘削の実施により整備計画目標流量に対し、家屋の浸水被害は解消できることとなりますが、その一方で人家が連担する南部町大向・門前、駅前地区では既設の地盤高、堤防高に対して計画上の余裕高が確保できていない区間があるということで、これが一つの課題になっているということでございます。

13ページ目が熊原川についてでございます。熊原川では、平成25年9月洪水でこれまで浸水被害のなかった三戸町市街地部の関根川原地区で外水氾濫が生じておまして、熊原川の流下能力が不足しているということが課題になっております。

次お願いします。14ページ、15ページでございますが、以上2つの課題を踏まえ

新たな治水対策を検討しております。まず、馬淵川についてですけれども、南部町大向・門前、駅前地区において、計画上の余裕高が確保できていない区間を完成堤化及び堤防新設を行うということでございます。15ページをお願いいたします。熊原川では、新たな浸水被害を受けて流下能力を向上させるための河道拡幅及び堤防新設を行うというものでございます。

引き続きまして、これまでが現行の河川整備計画の内容と進捗状況について、それから課題、それから新たな治水対策について説明させていただきましたけれども、引き続き馬淵川水系の河川整備計画（指定区間：八戸圏域）の変更について説明させていただきます。この整備計画の変更は、先ほど説明いたしました馬淵川、熊原川における新たな治水対策を法定計画として位置づけるためのものでございます。

16ページをお願いいたします。河川整備計画の構成と今回の主な変更点についてでございます。全体の構成は5章から成っております、今回その新たな治水計画を整備計画に位置づけるための主な変更箇所といたしましては、3章の河川整備計画の目標に関する事項と4章のうち河川整備の実施に関する事項ということになります。

17ページをお願いします。17ページからは、資料―3の整備計画本文のほうとあわせてごらんいただければよろしいかと思っております。整備計画本文では、31、32ページになります。まず、3章の1、治水に関する目標についてでございます。本計画は策定済みの基本方針に対する段階的な整備目標を定めるもので、過去の洪水、氾濫状況等を踏まえ、治水安全度のバランスに配慮して設定するものです。今回は熊原川の目標流量を新たに追加しており、治水安全度は馬淵川本川、それから浅水川と同様に20分の1、350m³/sという数値に設定しております。

次に、18ページ、19ページをご覧いただきたいと思っております。ここにつきましては、変更はございませんが、全体的な流れを確認するという意味で掲載しております。まず18ページ、利水に関する目標を記載したものです。本文では33ページになります。ここでは、河川整備基本方針を踏襲いたしまして、剣吉地点でおおむね16m³/sという流量を設定しております。

19ページは、河川環境の目標を記載したものです。本文34ページになります。動植物の生息・生育環境の保全、水質の保全、景観の保全、それから川の文化育成に努めてまいりますというものになっております。

それから、20ページをお願いいたします。治水に関する事項ということで、河川整備の実施箇所を記載しております。ここでは、一番上の相内地区の輪中堤については、平成23年度に事業完了しているということで、項目からは削除いたします。ただし、実施項目からは削除いたしますが、本文21ページのほうです。2の3の4章に平成22年6月の現行の整備計画の実施状況を記載した項目を新たに設けております。この中に実施状況を記載しております。新たな施工場所、施工内容として南部町大向地区で完成堤化を図る、同じく南部町門前、駅前地区で堤防新設を行う、それから熊原川の馬淵川合流点から上流3.1キロ区間で河道拡幅、堤防新設を行うということを記載しております。

次に、21ページをお願いします。本文では、37ページになります。輪中堤の整備についてです。ここについても相内地区については、整備済みのため整備項目から削除いたしております。その他については変更ございません。

22ページをお願いいたします。本文37ページの下側のところになります。河道掘削について、これについては変更なしということになっております。一部文言の訂正をしております。今まで宅地という表現をしていましたが、家屋という表現に変えさせていただいております。

23ページをお願いいたします。本文では38ページになります。新たな治水対策として、新規追加したというものになります。馬淵川では、計画上の余裕高が確保されていない大向地区で完成堤化を図るという内容です。同様に、計画上の余裕高が確保されていない門前、駅前地区で堤防の新設を行うというものです。それから、熊原川につきましては、治水安全度20分の1を目標とした河道拡幅、堤防新設を行うものです。

次に、24、25ページをお願いいたします。ここについても変更はございません。本文では38、39ページになります。ただ、馬淵川の特徴といたしまして、平成18年の洪水を契機としまして、馬淵川の総合的な治水対策協議会というものを組織してございます。そこで策定された緊急的な治水対策を今後も着実に実施していくということにしております。利水につきましては、水利用者や関係機関との連携を図りながら流水の適正な管理に努めるというものでございます。

25ページをお願いします。河川環境の整備と保全に関する事項でございます。ここについても変更ございませんが、青森県ではいわゆる森・川・海条例に基づき制

定された流域保全計画に基づき示されている各種の施策を推進していくという内容になってございます。

26ページをお願いいたします。河川環境の整備と保全ですが、ここについても変更はございません。自然環境への影響が軽減されるように施工時期、施工範囲に配慮することにしております。

27ページをお願いいたします。河川の維持に関する項目です。若干の文言の訂正をしておりますが、河川管理施設の維持管理という項目の中に管理施設の長寿命化計画の策定や更新時期の平準化に向けた検討を行うという維持管理上の施策の文言を追加しております。

28ページをお願いいたします。ここでも若干の文言の修正と、それからテレビカメラ等、インターネットで見れる状況にしております。また、地域のほうからさまざまな情報を提供してほしいというような要望もあるということから、赤字のところですけども、インターネットで情報提供を行っており、今後とも地域からの要望を踏まえながら危機管理体制の強化を図るという文言を追加しております。

29ページをお願いいたします。危機管理体制の整備強化についての変更でございますが、ここでも若干の文言の修正をしております。

30ページをお願いいたします。その他の必要事項ということで、基本的に変更ございません。関係行政という表現のところに関係行政機関という文言を入れております。

最後は31ページになりますが、今後のスケジュールでございます。本日緑色で記載しております学識者懇談会を開催させていただいております。今後地元の意見を聴く公聴会を28日に南部町、29日に三戸町で開催した後に取りまとめ案を作成し、公告縦覧、関係市町への意見照会を経て、7月末までには国に対して認可申請を行いたいというふうに考えております。その後、大臣認可を受けて下半期の早い段階ですね、10月ころに新たな整備計画の公表と、それから新たな治水対策の事業化を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上が馬淵川水系河川整備計画の変更の概要となります。あと本日配付いたしました資料の中で、事前に配付した内容と若干異なっているところがありますので、説明させていただきたいと思っております。資料―3の本文の7ページになります。本日欠席の佐原委員のほうから事前に御意見をいただいております、最終行のところ

ですけれども、今回の整備計画の改定には直接関係ないのですけれども、熊原川上流のハナカジカ、これは県内ではここにしかいないという状況なので、青森県レッドリストの内容を記載していただきたいということと、以前の写真が秋田県のハナカジカの写真であったので、この写真についても青森県のものにしてほしいということでございました。それで、我々のほうでは、県のレッドリストに載っております最重要希少野生生物であるという旨を記載するのとあわせて写真についても県内のものに差しかえてございます。

それから、もう一点が、これは単純な記載漏れでございまして、44ページの4の3の1、先ほど説明いたしましたけれども、「関係行政」となっているところを「関係行政機関」に修正したという内容でございまして。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○【座長】

ありがとうございました。ただいま説明していただいた点について何か不明な点、質問あるいはご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

どうぞ、お願いします。

○【委員】

まず、今回の変更計画の中で、南部町の門前、駅前、大向地区の堤防の変更、追加、計画変更ということで、まず感謝申し上げたいと思います。

現在進めている工事、27年度までの河道掘削を行っているわけですが、以前からそれだけでは本当に我々の地域とすると十分なものではないというふうに考えていたわけです。今回の計画に3地区の堤防の整備ということで計画に乗せていただいたわけですが、正直これも降ってみないとわからない部分が当然あるわけですが、まだ不安も持っております。それで、特に門前地区の計画を実行していく場合に堤防からではなく、その下流……、上流から宅地のほうに入ってくる、そういう現状にもなっておりますので、これは計画に乗せて、認可になれば恐らく工事のほうにも入っていけるというふうに考えておりますけれども、実際に今度工事に入っていく場合に、より地元の方々の声、県のほうではこの後、当町と三戸町さんのほうでも住民との意見交換会があるということですので、十分その地で暮ら

している方々の意見というものをお聞きしながら進めてまいりたいと思います。

それと現在進めている、もう一点が河道掘削、一部拡幅しながら河道掘削した場合に水面までの河道掘削になっているわけです。平成23年、25年と23年以降一部河道掘削をした。しかし、1年足らずでまたすぐもとに戻ってしまう、これが現在の赤石地区のところでございます。27年度に計画のほうに入れていただいているようですけれども、河道掘削の場合は床上浸水、また農地冠水にならない場合でもどんどん土砂が流れてきますので、すぐ前以上に盛り上がってしまう。この繰り返しになっていくのではないかなと思っております。ですから、生態系関係もあると思えますけれども、川底から行かないと今までの例を見ていると1年、2年ぐらいでまた戻ってしまう。そういう場合に、20年計画の中でその都度ちゃんと対応していく計画としていってもらえるのかどうか、これは非常に頻繁に雨降って川が増水しただけでも盛り上がってくる、そういう部分も十分配慮お願いしたいなと思えます。当町は何分毎回ということで、大きな水害は23年、25年と言われておりますけれども、実は平成11年から14年、16年、18年と10年の間に7回、こういう状況でありますので、しっかりと築堤も入れていただいて、本当に住民の皆さんが安心できる、常に検証して、チェックして進めてもらうということをぜひお願いしたいと思います。

○【座長】

ありがとうございます。

今の点、お願いします。

○【事務局】

いま委員から2点ほど要望ということがございました。一つは、住民の声を聞いてほしいということでございます。今月の末に公聴会を南部町と三戸町で開催しますが、引き続き何らかの形で住民の声を聞くという、そういう体制といたしますか、システムが必要なのかなとは考えておりますので、これについては町とも連携しながらそういうことは進めていきたいと考えております。

それから、掘削の問題ですが、27年度で掘削を一応完了するわけです。県として

は引き続きモニタリング、これはなかなか全川にわたって、全区間にわたって本当は測量を定期的にできれば一番いいのですが、当面の間は目視とかそういう形でモニタリングして、必要なところは県のお金で掘っていくということになろうかと思えます。いずれにしても常に計画の洪水を流せるような、そういう状況にしておく必要があるということは考えております。

以上です。

○【座長】

いいでしょうか。

○【委員】

特に河道掘削で再び盛り上がったところについては、本当に適宜対応していただきたいなと思えます。

それとこの計画は築堤のほうを追加変更していただきましたので、先ほども言いましたが、本当に感謝申し上げます。これ具体的にここの議論になるのかどうかあれですけども、認可になった場合にその工事はいつぐらいから、そしてまたどのぐらいの期間を考えているのか。実は頻繁に来るものですから、「ことしの秋来たらどうするんだ」と常に住民は雨が降るたびに不安な状況、精神的な不安も入っています。そういう状況ですので、大体の予定がわかればちょっとお話しいただければなど。

○【事務局】

この新たな治水対策につきましては、この河川整備計画が認可というか、策定され次第、直ちに調査に入ることとしております。最初は測量ということになりますけれども、その測量や詳細設計を進めて、できれば27年度末のあたりに現地に着工ということで考えております。また、事業の期間ですが、10年以内には終わりたいなということで考えております。これは市街地での工事ということで用地買収や補償が出てきますので、そこにある程度の時間がかかるのかなというぐあいに考えております。いずれにしてもそれが終われば工事自体は順調にいくと考えておりますので、できるだけ早くこの新たな治水対策についても進めていきたいという具合に

考えております。

○【委員】

およそ10年ということですが、これは当然県の財政的な部分というのが入ってくるわけです。県だけではなく、我々も国会議員の皆さん、そしてまた国交省さんのほうにこれは予算確保、国のほうでちゃんとしていただきながら、県のほうで工事を早く進めていくということで、我々からすると10年というのは、えっ、そんなにかけてやるのですかという感覚です。本当に住民が台風が来るたびにそういう状況であるという部分はぜひご理解をいただいて、この工事期間というのを1年でも2年でも、できれば半分なり3年ぐらいで済ませるといぐらいの形でぜひお願いをしたい、これは要望でございます。

○【座長】

河道掘削した箇所がまた戻っているという点は何回かこの懇談会でも出ているのですけれども、実際に掘削した後に横断測量を何箇所かやってこういうふうに掘削後の断面あるいは河床は維持されていますとか、少し浅くなっているとか、そういう変化というのをこの懇談会に出すということはできますか、次回以降の懇談会ですけれども。

○【事務局】

測量が必要ですので、お金も手間もかかるわけですが、どうしてもひどいところは何とかそこら辺考えてみたいと思います。全区間にわたってはとても不可能ですけれども、南部町さんともちょっと話して、どうしてもすぐ堆積するというようなところについては、試験的にそういうことをやってみてもいいのかなという具合には考えております。

○【座長】

ありがとうございます。可能な限り、全部は多分必要ないと思いますので。恐らく委員の話から推定すると住民の中に、掘削して流量が流れるようになったよとはいつでも不安を持っている人もいるということですので、それを具体的にはかって

みるとこういうふうに河積、河道は維持されていますというデータを出してくれれば大分住民の方も県のやり方に対して納得いくのではないかなというふうに考えられますので、次回以降の懇談会では可能な限りそういうところもデータで出していただければと思います。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○【委員】

4点ほどあります。

熊原川のほうは河道掘削が今回ちょっと目玉というか、入ってきているわけですがけれども、馬淵川の河川の中の生き物はきっちりとしたデータが出ていないので、断言するわけにはいきませんが、熊原川からの供給というのは非常に重要になっているのではないかなと思っています。先ほどのハナカジカもそうですけれども、レッドデータに載ってくるような動物であるとか、そういうものの昆虫類も見ていると熊原川のほうからという形ですので、生物に配慮する場合には、熊原川のほうの掘削跡の川底ですよ、礫なのか、泥なのか、砂なのかというところの見極め、工事した後にやはり礫のところは礫に戻るような意識しないとなかなかその生き物が戻ってきてくれませんので、ぜひ熊原川のほうで整備されるときには現状の川底の様子というものと生物の関係というものを継続できるように配慮していただければと思います。

それから、一度掘削したところで、例えば高水敷なんかカーブのきつところを高水敷を削って低くしているわけですがけれども、そういうところも洪水のたびに土砂が流れ込んでどんどん厚くなってきていますけれども、鳥でああいう削ったところを好んで繁殖しているのがいまして、長い間そういうのがいなかったのが何度かそういうふうな洪水のたびに工事をしているおかげで生き延びている鳥がいます、チドリ仲間が特にそうですけれども。今、馬淵川でいなくなっていましたけれども、以前は河口のほうでは、カモメ仲間です。そういうふうなコアジサシというものの繁殖も見られたりして、そういう場所を好んでやっているものですから、今後そういうふうな掘削した場合に洪水のたびにまた厚くなってきて、そういう部分は削ると大概砂か礫だと思いますので、そういう環境を維持していただいた

ほうが洪水の管理、水の管理の面でも、生き物の管理の面でもいいのかなというのがありました。

それと今実は八戸のほうの海岸線のほうが国立公園に編入されているわけですが、洪水のたびにすごいのです、蕪島周辺、鮫、蕪島のあたりまで。漁港が流れてくる草刈りをした草、ヨシであるとか、ごみもあるのですが、それ以上に草刈りして短くなったやつですね、それがもう大量に打ち上げられて、漁港をふさいでしまっています。去年も2度ほど出ているのですかね、八戸の港湾さんのほうだとわかると思うのですが、漁港が埋め尽くされてしまうように流れてきていますので、高水敷の中での草刈りであったり、何かそういうふうなものがあるときには下流のほうに流れて行って港湾、漁業のほうに被害が出ているのだよということも意識していただきたいなと思います。

あとは河畔林はもともと馬淵川とか熊原川は非常に貧弱です。今度掘削によって、またこれが薄くなっていくわけですがけれども、ぜひ工事した後に何年後にはまたこういう風景に戻るのだよというイメージというものも示していただきたいなと思います。ほかの川の話になりますが、岩手県のほうでは洪水の後、工事した後にまたこういう河畔林に戻るのですよとかというのを住民の方に説明して、風景変わらないから任せてくれみたいな説明をされるのですけれども、青森県のほうではそういう説明を聞いたことがないので、ぜひ地元の方たちも洪水とかは怖い、工事してほしい。でも、やっぱり原風景は残してほしいという意識も両方持っていますので、ぜひそういうふうなふるさとの風景も残せるといふか、新たに創出するのだよということをこの工事計画の中で反映していただければなと思います。

○【座長】

ありがとうございます。

○【事務局】

いろいろと意見がございました。河川管理者だけではなかなか対応が難しいのかなという具合に思いました。今後いろんな専門家の方の意見を伺いながら、最大限できることはしていきたいなという具合には考えております。例えば熊原川の話がございましたけれども、これは掘削のモニタリングが必要かなというご意見だと思

うのですが、これについてもいろんな方の意見を伺うとか、現地観測をするとか、そういうことで対応していきたいということです。そのほかについても専門家の意見を聞きながら、可能な限り対応していくということでご理解をいただきたいと思っています。

○【座長】

ありがとうございます。

ほかにもございませんでしょうか。

はい。

○【委員】

今、座長のご挨拶にもあったように、近々の雨というのは、従来我々が50年、100年とデータ集めているのと若干違った雨の降り方になっているということは以前から指摘はしていきまして、具体的にそれをどういうふう to 評価するかということが国交省さんだけでなくいろんな官庁、県も含めましてやっているところで、実際の問題がここ15年、20年ぐらいになりますでしょうか、前と後では大分違って来たということ、これ実感として我々が感じているところです。

それで、23年、25年の水害、10年から20年までの間に7回ぐらい起きているという話でした。実際そういうふうな形で起きている。具体的にそういう話が出て、具体的な数値はなかなか出なかったのですが、今回私は事前に見せていただきまして、23年、25年のデータをもとにして現況の整備計画と比較していたということで、23、25年の洪水の規模がわかったということです。これは僕だけでなく皆さん理解できたのだというふうに思います。それで、ちょっと確認したいことがあります。それは今計画を組んでいます、きょうご説明していただいた計画量に比べまして、この23年、25年の洪水はそれ以下であるということですよね。ですから、現況の整備計画でいいのだということ。

もう一つ、具体的にこの7ページとかに載っていますけれども、23、25年ではこのぐらい水が出たということで氾濫していますけれども、実際の整備計画、この整備計画は20年と書いています。今住宅密集地とかはなるべく早くやりたいという課長さんのお話でしたけれども、この整備計画が進めば少なくともこの23、25年の洪

水は回避できるのだということによろしいですか。

○【事務局】

今おっしゃったとおりでございます。いまの床上事業が完了すれば23年、25年の洪水が来ても家屋が浸水することはないということでございます。

○【座長】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

熊原川、馬淵川の合流点の地区というのは三戸町のところでしょうか。

○【委員】

ええ、新たに増やしていただきましたので、大変ありがたいと思っております。同じようにぜひ早くというのがいいですので、早くというのが希望であります。

○【座長】

先ほど委員から、工事を進めるに当たっては、ハゼとかなかなか貴重なものもあるし、十分注意してやってくださいという発言があったのですけれども、地区の人方はとにかく……

○【委員】

大丈夫だと思います。

○【座長】

そうですか。

○【委員】

この辺は大丈夫です。ここは住宅地というか、その上流になりますので、こういうさっきの何とかかんとかというやつ、草が来るというのを今ちょっと聞いたのですが、確かに年に1回、2回草刈りのボランティア作業をやっているのです。

うちのほうの草かどうかわかりませんが、河川の草刈りをして、ボランティアで地域の方々が来てやっているのですが、その一部がやはり地区によって土手だと持ち出しできるのですが、急な崖とか何かの場合は、その場に乾燥させておくとか、そういうのが若干あると思います。私のほうでは、できるだけ迷惑のかからないようにということで、乾燥したらその場所で焼却するようにはしているのですが、今何しろ大規模に燃やすことができないということで、小さい数量ですとそこで対処しているのですが、そういう場所もあります。ただ、熊原川の関係は河口ですので、ほんの3.1キロですので、しっかりと調べたことはありませんけれども、そういうのは環境に対しては大丈夫な工法、前にも見させてもらいましたが、大丈夫だなという感じがしております。ただ、その上流のほうは農地の冠水等があるのですが、そっちのほうまでは今回整備がいけないので。でも、今回はありがたいと思っています。環境整備としっかりと両立しながら整備していただければありがたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○【座長】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○【委員】

今の整備で床上家屋のほうについては大丈夫だと断言いただきましたので、我々もまず早くお願いして、それと資料―2の7ページの資料を見ていただきたいと思うのですが、青い濃いブルーが馬淵川で、恐らく薄いブルーのところは、これ冠水地ですよね、今回の場合には農地冠水までの計画にはなっていないと思うのですが、これは今後の中で農地冠水の解消といいますか、そういう議論は出てこないものか。というのは、私どもは毎回床上浸水、床下浸水の方々に余りにも土砂が多いので、単独で見舞金を出しています。農地についてもです。ですから、23年、25年、1回で数千万円の実は町の予算を使っているわけですがけれども、これがなければ別な住民サービスができるという財源になっていくのです。ですから、先般県会議員の先生方は一関のほうに視察に行ってきたようですがけれども、私も声かかったのですが、

議会中で残念ながら行けなかったのですが、一関のほうの情報が入っています。そういう中で、今後農地の部分というのはこの会で議論されていくものなのかどうか。農家からするとやはり非常に気になる部分ですので、その辺今後どうなっていくのか、そっちの農地に関してもしっかりと対応してほしいというのがまた私どもの要望でもありますので、この辺ちょっとお願いしたいと思います。

○【事務局】

先日、一関の遊水地を視察してきたわけですが、全く同じ条件というわけでもありませんので、ここ馬淵川ですぐどうこうということもできないわけですが、地元から農地の問題というのも繰り返し伺っております。県管理区間の治水安全度、現在家屋については20分の1ということでございまして、今後この治水安全度をどのようにしていくかというのが今後の課題かなと考えております。その中でいろいろとまたご意見を伺いながら検討していきたいということで考えております。今すぐこの場で断言できるものでもないので、今後の検討課題ということでご理解いただきたいと思います。

○【委員】

今日の議論で結論云々というのは当然ならないと思っておりますが、地図を見るとおり、真ん中が一番薄い緑色が広がっているわけです。その上流、下流に比べると圧倒的にここでいわゆる遊水地的な役割を果たしているのです、下流が少なくなっているというのは図面見ても明らかなわけですので、そういう地区が我々の地域であるということをぜひご理解をいただいて、何とかそちらのほうも解消できるようにお願いしたいと思います。

以上です。

○【座長】

ありがとうございます。今県管理の区間については、宅地、家屋、家が建っているところについては何とかこの計画で定めて、決めている安全度でやりたいというのは、これが大事だと。ただ、地区の人方からすると毎年に近いぐらい農地にも水が来ているしというのは何とかしてもらいたいという気持ちが出てきていると思

ます。ただ、県としては予算も伴う話なので、なかなか「はい」とは聞けないと思いますので、町のほうから毎年この意見は言わないとだめだと思いますので、よろしくをお願いします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〇〇委員、専門のほうから見ていかがでしょうか。

○【委員】

大丈夫です。

○【座長】

それでは、よろしいでしょうか、なければ次の議題に進みたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

「はい」の声

○【座長】

ありがとうございます。

2つ目の議題終了後に事務局のほうで今出た意見をまとめていく作業があります。それを確認、この委員会で確認していくという予定でありますので。というのは、こういう整備計画の内容については、大体は意見をもらって、それについて事務局が検討して、その結果、それでよろしいでしょうかという形で進めているのですが、こういう治水計画の変更ですので、できるだけ早く実施したほうがいいということで、きょうでこの議題についてはこの懇談会は決着をつけるということにしたいと思います。

それでは、2番目の議題に移りたいと思います。2番目は、馬淵川河川事業、国の管理区間の進捗と今後の進め方についてでございます。

説明よろしくをお願いします。

○【事務局】

それでは、国の管理区間の河川整備計画の進捗状況、点検についてご説明いたします。資料のほうは資料―1というふうに書いたものでございます。

1枚めくっていただきまして、まず1ページ目でございます。県のほうの資料と若干重複する部分もあるかと思えますけれども、よろしく申し上げます。まず、国の整備計画でございますけれども、平成22年1月28日に策定をしております。計画の概要でございますけれども、この四角にありますとおり、河川整備基本方針という大もとの計画が平成19年7月に策定されておりました、それに基づく計画ということでございまして、河川工事の目的、種類、場所など具体的な事項を示す法定計画というものが河川整備計画でございます。大きく3つございまして、1)から3つございまして、洪水、高潮等による災害発生の防止、河川の適正な利用と流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全という3本柱によって組み立てられております。国の管理区間の計画は河口から10キロ区間が対象と、国土交通省の管理区間ということでございます。計画の実施の期間はおおむね30年ということでございます。

2ページ目をお願いいたします。河川整備計画の基本的な考え方、基本理念を示してございます。3つございまして、安全で安心が持続できる川づくり、2つ目で豊かな河川環境と河川景観を次世代に継承する川づくり、3つ目で地域の個性と活力、歴史や文化が実感できる川づくり、こういった3つの理念のもとつくられております。

3ページ目でございます。整備計画の目標でございますけれども、まず治水でございます。左上でございますけれども、これは国直轄管理区間では戦後最大洪水であります昭和22年8月洪水、この同規模の洪水が発生しても氾濫による浸水被害を防止するというのを一つの目標にしております。大橋地点で2,500m³/sを安全に流すというようなものでございます。右の方に利水でございます。流水の正常な機能を維持するために必要な流量の確保に努めるということで、剣吉地点でおおむね16m³/sの流量を維持しましょうというものが利水でございます。それから、左下でございますけれども、環境でございます。地域との連携を図りまして、水質の維持と改善を目指した取り組み、良好な景観の保全、住民参加による自然とのふれあい、環境学習ができる場の整備、維持、保全を図るというようなものです。3つ目、維

持管理でございますけれども、これら治水、利水、環境の目的を達成するために必要な維持管理に努めるというのが維持管理でございます。

1枚めくっていただきまして、4ページ目です。国の管理区間の河川整備計画における進捗状況、26年の3月末時点のものをグラフにしております。堤防整備につきましては完成堤で86%、これは延長比でございますけれども、86%が完成堤化しております。河道の掘削につきましては59%でございます。堤防の強化、質的な強化につきましては60%というような進捗をしております。

5ページ目をお願いいたします。こちらは治水対策、平成21年度に整備計画ができてから、整備計画完了までどのようなメニューがあるのかというのを図にしたものです。まず、地図の赤色で示しているのが量的整備と申しまして、堤防を、洪水を安全に流せる器を確保するというようなものでございます。赤色で示してございます。堤防の新設あるいは各地区、それから堤防のこれが量的整備と言われるもの、それから質的整備というのを青色で示してございます。こちらは、洪水の水が堤防に浸透してきまして破堤、堤防が決壊するという原因をつくるということが言われております。これを防ぐために堤防を質的に強化していくというようなものでございます。後ほどご説明します。河道掘削につきましては、ピンク色で示してございます。こちらで河道断面が不足している箇所を安全に洪水流を流すための器をつくるというのが河道掘削、それから③番、地震、津波対策ということで、堰や樋門、樋管などの耐震機能の照査、耐震補強などの必要な対策を行うというようなものでございます。これは、河口部の高潮対策につきましてもこれに含んでおります。水防活動の拠点でございます河川防災ステーション、これにつきましてはオレンジ色で示してございます。

1枚めくっていただきまして、6ページ目です。こちらは今年度までどのようなことを進んでいくのか、あるいはしてきたのかということを示してございます。全部で吹き出しが6つございますけれども、上のほうの6つ、これが平成25年までに終わってきた部分です。上からいきますと高潮対策、これは400m、両岸の河口部の高潮対策、それから青色でございますけれども、堤防の質的整備、長苗代、それから防災ステーション、それから今年度実施していくのが右側の青の堤防の質的整備、城下地区、それから一番下のピンク色で示してございますけれども、八幡地区の河道掘削・築堤でございます。

具体的に整備内容を個別にご説明します。7ページ目でございますが、河川防災ステーションでございます。こちらは25年度に完了をしております。災害時に迅速な対応が可能となる拠点ということでございまして、大規模な災害のときは東北各地から応援車両が終結すると、そのための目印となる基地、広いスペースのある基地が必要となります。ということで、防災ステーションを整備するとともに災害復旧に必要な資機材をストックしておくというようなこと、それから左下にありますけれども、水防センター、これは八戸市の管理する建物でございますけれども、水防団の待機場所、休憩場所となったり、あるいは平常時は防災学習の場としても使われるということでございます。6月7日に竣工式を開催しております。

次に、8ページ目、9ページ目でございますけれども、昨年度の災害対策車両の出動の状況でございます。八戸出張所に配備しております車両、排水ポンプ車2台と照明車1台活用いたしまして、内水対策の排水作業などを実施しております。

次に、10ページ目をお願いいたします。八幡地区でございます。八幡地区の築堤、それから河道掘削を実施しまして、洪水を安全に流す器の整備、河道断面の整備をしております。この河道掘削の土につきましては、堤防への材料として使いますし、それから河川防災ステーションの盛り土材にも活用しております。

次に、11ページ目でございます。こちらは堤防の質的整備でございます。昨年は上流側の左岸側、長苗代地区で整備をしております。左上に図が、漫画がありますけれども、洪水の水がどんどん上がってきて堤防に接触してきますと、そこから浸透してきて、これをうまく水を抜かないと堤防が決壊につながり、大規模な甚大な被害につながるということがわかっております。したがって、そういったところにはこの下に写真ございますけれども、これは長苗代地区の整備した写真でございますけれども、割石を使ったかごマットをこの堤防の裾の部分に設置をしまして、速やかに水を抜くというようなドレーン工を整備しているというふうなものでございます。

次に、12ページ目をお願いいたします。河口部堤防のかさ上げ強化対策というふうなことでございます。昨年度の懇談会の現地視察の際にまだ工事中の高潮堤の現場をご案内いたしましたけれども、25年度末、ことしの3月末をもちまして、完成をしております。左右岸、両方400mづつのこういった2トンプロックで堤防全面を被覆して、津波などに越波をしてももちこたえる構造、粘り強い構造で工事が

完了してございます。

13ページをお願いいたします。河川の維持管理の部分でございます。毎年堤防の点検などを実施してございます。25年度の堤防の点検の結果を円グラフで示してございますけれども、舗装部の損傷が41カ所、堤防の植生の不良が13カ所、堤防法面の変状が4カ所というような点検の結果となっております。こういったことを優先順位を決めまして、維持管理をしていくというようなことを推し進めております。それから、13ページ右下にございますけれども、馬淵川の堤防上に距離標の表示板ですけれども、海拔入りの表示板を入れかえてございます。

それから、14ページ目をお願いいたします。こちらも河川の維持管理というような部分です。河川管理施設の維持管理ということで護岸の損傷ぐあい、こういったものも点検をしまして、必要に応じて補修していくというようなこと、それから下の写真ですけれども、予備ゲートの整備というふうに書いてございます。これは、水圧で閉まるゲートを予備的につけておりまして、津波の対策として逆流防止のためにこういったものを設置してございます。

15ページ目は、こちらは河道の維持管理ということで樹木管理です。樹木をほったらかしておきますと河積がどんどん狭まって、洪水、水位の上昇を引き起こすということがございます。したがって、河畔林の保全に配慮しつつ、樹木管理をしていくというようなことにしてございます。昨年度はCCTVカメラの視認に支障になる箇所を伐採してございます。

16ページ目をお願いいたします。河川空間の利用と保全ということで、安全利用点検をゴールデンウィーク前と夏休み前に公園管理者などと合同で実施をしてございます。それから警察との合同巡視、これは真ん中の写真でございますけれども、不法行為の防止対策ということで合同の巡視をしてございます。

それから、17ページ目、コスト縮減という部分でございます。現在堤防の築堤工事を進めてございますけれども、河道の掘削土を有効利用するというところで、もちろん土質試験を行いまして、適した材料を活用していくというようなことで行っております。堤防の刈り草の無償提供、下のほうでございますけれども、堤防の刈った草をこういったロール状にいたしまして、これを刈り草の欲しい方に無償提供していくというような取り組みもしてございます。

18ページ目、19ページ目は馬淵川の総合的な治水対策です。これは、国、それか

ら青森県、八戸市、南部町、三戸町さんと同じ協議会で議論してございます。整備計画のメニューなどをもとにハード対策あるいはソフト対策ということで連携して治水対策に取り組んでいるというようなところです。今回青森県の整備計画のメニューが認可になった暁には、それを踏まえて治水対策、総合的な治水対策のメニューの検討もするというようにしております。

次に、20ページ目をお願いいたします。河川環境整備事業です。魚類の遡上・降下に配慮した魚道の設置ということで、馬淵大堰の左岸側の魚道につきましては緩勾配式魚道ということで整備が完了してございます。現在24年、25年度と魚類の遡上のモニタリングなどをしておりまして、改善しなければならない点などが見えてきているところでございます。

それから、21ページ目、これは外来種対策でございます。馬淵川の水辺の楽校がでございますけれども、こちらに外来種のマキガイ、コモチカワツボが22年に大発生をしてしております。最大で1,638個体ほどありまして、これを一度ガスバーナーで焼いて焼却して駆除を実施したのですが、その後モニタリングを続けてきております。ちょっと気になるところで右側の下にモニタリングによる個体の確認結果でございますけれども、先週6月のモニタリングというのを実施しましたら444個体ということで、これまで結構ふえた数が確認されてございます。これからもモニタリングは続けますけれども、これについての対策についても検討しなければならないと感じてございます。

次に、22ページ目でございます。ボランティアパトロール、これは沿川住民を対象としました河川巡視でございます。活動の内容としましては、不法投棄の監視であったり、清掃活動だったり、そういったものなのですが、平成25年度は8団体、約470名がボランティアパトロールに参加しておりまして、定着してきているというようなことでございます。それから、環境学習の一環でございますけれども、下のほう、1日河川パトロールでございます。昨年度は下長中学校の皆さんに二戸市の河川公園などで水生生物調査などを実施して観察をしてきていただいております。

23ページ目でございます。水辺の楽校を使った環境学習も行われてきてございますし、それから樹木を伐採するときには日本野鳥の会の役員の方などに立ち会っていただきまして、その木の切り方あるいは時期などについてご指導いただいているというようなところでございます。

簡単でございますけれども、説明は以上でございます。

○【座長】

ありがとうございます。今国の管理区間の河川整備計画の進捗状況について報告いただきました。

何かご意見、質問ございましたらお願いします。

どうぞ。

○【委員】

済みません、何回も。国直轄部分ですので、直接的な関係ない部分もありますが、1つは資料の部分でせつかくすばらしいのをつくっておりますので、3ページの利水のところの右の図ですが、剣吉は概ね16m³/sとありますが、せつかくですからこの機会に。剣吉は左ではなくて、如来堂川の右側のほうに書いていただくほうが正しいと思います。ここは細かくて済みません。

それでは、本題のほうですけれども、先般防災ステーションの落成式がありました。すばらしい排水ポンプ車、2台配置されているわけですけれども、私も落成式のときに職員の方々と話して、このポンプ車は中流部の私どものほうのところに来ていただけるものでしょうかという話をしたら、それは決して区間だけではなくというお話をいただきました。ただ、考えてみますと下流八戸市さんが排水ポンプが必要だということは、我々中流部も間違いなく必要になっているわけです。そうすると、やはり優先的には直轄区間の部分が優先であって、我々のところは排水ポンプはやはり使えないのかなと、そういうちょっと懸念も持っていて、その辺どうなっていくのかという1点と、これは実は先般八戸の市民の女性の方でございました。なぜ私のところに連絡が来たのかちょっとわからないのですが、資料の11ページを見ていただいて、河口1.0キロ、ここの区間はもう完成堤になっておりますので、私は心配ないなと思っていますが、その方はその上が川幅が広くて、河口が狭くなっているのだと、非常に不安ですという内容のことでした。ぜひ町長、現場を見てきてほしいということで、本当になぜ私のところに来たのか、南部町はしょっちゅう水害が起こっているからなのか、そこは聞けなかったのですが、現場に行きましたら、確かにそのとおりですので、近くに住んでいる市民の方のようでした。

そういう中で、堤防がかなり整備されましたので、越えることは河口はないなと思っておりますが、そういう市民の方から不安な部分があると、河口のほうが逆に狭くなっている、そういうことが連絡ありましたので、ここはこういう機会にぜひ行ってほしいということで私に連絡が来たのが定かでもありません。ただ、そういうことがあったということの一つお話しさせていただきました。

○【座長】

ありがとうございました。今の点はいかがでしょう。

○【事務局】

河川防災ステーションでございますけれども、馬淵川にポンプ車2台、照明車1台、それと岩木川のほうにもポンプ車1台、照明車1台かな、という形で事務所管内にはポンプ車計3台配置しております。雨の降り方につきましては、どこで降るかというのは限定できないものですから、なかなかその降り方に応じて出動するというにはなろうかと思えます。つまり、太平洋側だけで降っている場合につきましては津軽筋のほうのポンプ車を移動させることも可能になりますし、あと国土交通省の強みとしましては各事務所にポンプ車等を配備しておりますので、広域的な連携ができるということがございます。特にタイで出水あったときには日本国からポンプ車をタイのほうまで派遣したという実績もございまして、そういうようなハードあるいはオペレーターの部分も含めて整備はされているということになっております。ただ、一番最初にどこから出すというお約束は、雨の降り方に応じてすることになるものですから、ちょっとここではできないなということではございますが、いろいろそのタイミングでホットライン等もありますので、ご相談いただければというふうに思っております。

もう一点、河口のところですが、12ページをごらんいただきますと河口部をアップした写真がございまして、ごらんいただきますように馬淵川の河口部は高潮対策としまして、赤で引いたラインのところにつきまして三面張りということになっておりまして、堤防を全て護岸でフルに囲っておると。それで、この堤防を乗り越えた場合につきましては、水が住宅地側にこぼれ落ちることになりますと、こぼれ落ちたちょうど水がたたき落ちる部分の土をえぐってどンドン、どンドン

んそこが侵食が進んでいくということに対応しますように矢板が入っておりまして、そこについても万全な対応になっているということになっております。また、河口が狭いというのがちょっとイメージ湧かなかったのですけれども、12ページの写真をごらんいただきますとそんなに狭くなってない……、低水路ですか。済みません、低水路の部分については事務局のほうから説明させていただきます。

○【事務局】

それでは、事務局から説明します。

この河口のゼロキロから1キロにわたって、ここは新しく馬淵川の放水路的に新しく開削した河川でございまして、以前は新井田川のほうとの河口と合わさったような形になっていたのですが、その部分に当たるところでございまして。それで、現に低水路、上流に比べてやや狭くは現状なっております。これは、当時新しい河道をつくるに当たってある程度固定したいという思いもあって必要な断面をとったところが上流に比べて狭くなったのかなというふうに考えてございまして。

ただ、いずれにしても洪水時には十分流下能力がございまして、堤防に囲まれた範囲で安全に水を流すことができます。

以上でございまして。

○【委員】

ありがとうございます。有事のときは有効なポンプ車の活用をぜひお願いしたいと思っております。

河口の場合は、私も問題ないなと思っていましたが、恐らく市民の方々からすると少し上流のほう、上のほうが川が広いので、狭くなっているところがちょっと不安だということだなと思っております。ただ、近くにいるの方々からそういう情報と聞いていますか、意見あったということをお知らせさせていただきました。

○【座長】

ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

はい。

○【委員】

ちょっと質問ですけれども、21ページのところのコモチカワツボなのですけれども、これ個体数のベースになっているのは何でしょうか、ちょっとそれを教えていただきたい。

要するに、河川全部ではないと思うのですけれども、ある範囲のところの個体数なのか、あるいは規定量、ドレヅジしたときに入っていた部分なのか、そのところをお願いします。

○【座長】

21ページですね、この個体数はどの範囲を調べてこういう数になったかという質問です。

○【事務局】

事務局でございます。21ページ目の資料でございますけれども、この個体数の確認している範囲は左側の航空写真でございますけれども、水色でなぞっている水路でございます。馬淵川のせせらぎ水路でございますけれども、この水色で塗った水路の範囲の個体数でございます。

○【委員】

ちょっと今のを補足しますと、これモニタリングと書いてありますので、私の記憶だと5カ所ぐらい、30センチ角ぐらいから採取したもののサンプル数だと思いますけれども、川全体ではなくて。

○【委員】

ちょっと少な過ぎるかなと思ったのです。

○【委員】

たしかそういうふうに私はそのデータを読んだ記憶があります。

○【委員】

わかりました。

○【委員】

ちょっと質問を継続したいのですけれども、前にも一度聞いているのですけれども、津波のときの可動堰の運用方法についてどういうふうになっているのか。

それから、そういうふうなものを地元の住民の方に告知しているのか、告知というか広報しているのかということですね。

それと〇〇委員からもありましたけれども、市民の方についての洪水という感覚と行政の側の水を抑えるという抑える側からの捉え方が違うのではないかなと、高水敷に水が上がってしまうともう大変だと市民の方はなりますけれども、堤防のほうの上場まで、天端までは大丈夫なのだよというか、その感覚がやはり違う部分、ただ単に今までは避難の計画であるとか、何メートルだと危ないよとかという広報の仕方でしたけれども、そういうふうな治水のあり方についてきっちりと危ないところに住んでいる方たちには教育という言い方が正しいかどうかわかりませんが、やっておかないと誤解が生まれるのかなというのがあります。

それから、資料のほうの最後のほうに河畔林のほうにも木を切るときにも相談を私どもの会のほうにいただきまして、一緒に現地歩いて、こういうことはぜひ今後も続けていただければ我々も安心できますので、継続していただきたいと思うのですが。

前にも話したのですけれども、この会の中で共有していただきたいのは、例えば今八戸市内のカラスの問題なんかは、実は結構な数が長苗代のほうでミヤマガラスとかだと長苗代とか桔梗野のほうに日中いて、それが今は鮫のほう、あるいは天狗沢のほうですね、新井田川の上流のほうにねぐらをつくっているわけなのですが、その移動していく途中でまちなかで休んで、被害を起こしているわけです。一度に1,000羽とか2,000羽の単位で移動するのです。それが数時間そこにとどまるので困るのですけれども、そのルートというのが変わるのです。変わる要因は、馬淵川の河川敷の中にできる中州の位置によって水浴びをする場所が変わる、ねぐらに帰る前に水浴びするのです。その水浴びの場所がどこになるかで、去年はそれが通らなかつたのです、中州の位置がちょうど飛行ルートからずれていたのも、まちなか通

らずに馬淵川沿いに鮫のほうまで行って去年はねぐらをつくっていたのです。去年はねぐらが鮫にあってもまちなか通っていったのです、中州の位置が違ったので。実はそういうふうに馬淵川の河畔林の形状であったり、中州の位置によってまちなかのカラス被害であったり、あるいは河畔林を切ることによって、前にも話しましたが、カワウであるとか、ゴイサギの巣が移動してしまって、まちなかで被害が起きているというのがありますので、洪水とか、安全に支障がない範囲でそういうふうな生き物を引き受けていただければ八戸市民のほうは生活が快適にできるかなという部分が必ずここついて回りますので、ぜひ今後、なかなか実行するのは大変な話でしょうけれども、皆さんで共有してそういう情報は持っておいていただきたいなと思って、今発言しました。

○【座長】

ありがとうございます。

はい。

○【委員】

今の樹木の関係なのですけれども、この馬淵川の河川敷は案外樹木が貧弱だとおっしゃっていましたのですけれども、樹木の中で、私は今岩木川の河川敷のほうをやってしまして、特定外来生物の中に指定されているイタチハギとか、それからニセアカシアが相当な量で入り込んでいるのですけれども、馬淵川の場合はどうでしょうか。

○【委員】

ニセアカシアは一時期多かったのですけれども、大分減ってきています。河畔林の手入れで減っていて、今主なのはヤナギとクルミがメインですけれども、ただ残念なことに「矢止めの清水」のところの歴史的な場所の木陰をつくっているのがニセアカシアだという落ちがあつてちょっと笑えない。これ大木だけれども、切ってしまって、早く生えなければだめだよねという話はしていました。ただ、工事の後に放っておくとすぐにニセアカシアが入ってきているのは事実です。それから、アレチウリは、やはり放っておくとどんどん、どんどんふえてきているのも現状です。

○【座長】

岩木川よりは馬淵川のほうがまだ少ないほうですね。

○【委員】

特にイタチハギは物すごい勢いで繁茂してしまっていて、これが生えるとそこの植物の群落が変わってしまうのです。そうすると、今まですんでいた野鳥が生息できなくなるのです。そういう生態系を壊してしまう原因になっているので、退治してもらいたいということで、事務局さんのほうですぐ対応していただいたのですが、なかなか大変、あそこまで繁茂してしまうと大変だろうと思うので、早期にこういうことは手を打っておかないといけないだろうなと思ったものですから。

○【座長】

先ほどの〇〇委員のご意見に何かありますか。

○【事務局】

事務局です。質問についてお答えします。

まず、馬淵大堰の津波時の操作のことです。馬淵大堰の操作規則につきましては、現在変更の途中でございまして、間もなく決定する運びとなっております。これまで津波時の操作は、津波の注意報、それから津波警報、それから大津波警報、いずれが出ても閉めるというような操作規則でございましたが、いろいろシミュレーションをいたしまして、その結果、大津波警報が出たときは開けると、全開するというような規則に変更を今しつつあります。

それから、告知をするのかというようなことでもございますけれども、変更が決定しましたらホームページなどでお知らせすることを考えてございます。

○【座長】

どうぞ。

○【委員】

今、八戸市では新井田川なんかは、まさにダムができてから下流のほうまで放水時のサイレンの看板があちこちに立っているわけですがけれども、当然大津波警報が出たときの津波であればかなり上っていくでしょうから、下手すれば南部町のほうまで上っていく可能性あると思います。であればかなり距離が離れたところに住んでいる人たちは、まさか海がさかのぼってくるなんて思っていませんので、そういうふうなサイレンとか、河口、川のそういう事例は国内ではあるのでしょうか、まだどこもないのでしょうか。だから今回も見てみると、この辺もそうですけれども、川から、後ろから来て、川から上ってきたのが保育園なんかを流していますし、川をさかのぼってきたものに対する注意を喚起する方法があってもいいのかなというのは思います。

○【事務局】

今回操作規則を変更するに当たりまして、最大級の津波についてもどのような遡上をするのかというシミュレーションをさせていただきますけれども、今回3.11の津波の実績では櫛引橋を少し越えたぐらいまで遡上しております。ただ、高水敷までは乗り上げるということは、上流ではございませんで、低水路内での遡上というようなことのでございましたので、狭窄部を通過して南部町までというのは、想定は今のところはしてございません。

あとそれから、津波が遡上しているということをお知らせするサイレンというか、そういったことをやっている取り組みというのはこれまで聞いたことがございませんです。

○【座長】

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

○【委員】

説明をお聞きしていきまして、河川整備計画順調に、特に大臣区間はやられているなという印象を持ちました。

魚道に関しても現場を見せていただきましたし、データも一部見せていただいたのですが、大分上るようになってきたということですね。馬淵川だけではなくて、岩木川もそのほかこのタイプの魚道がごろごろつくられるようになってきましたので、馬淵川のデータ6月1日、2日だけのデータが今出ていますけれども、時期によっても魚の遡上のあれ違いますので、少し時期をずらした形でもう少しデータをおとりになればいかなというふうに思っています。よろしくお願いします。

それから、先ほどの剣吉の話がありました、3ページですが、治水の2,500m³/s、これは先ほど県関係では実績流量を出していただいたのですが、この大橋地点で23、25年の水害で2,500m³/s以上になったのでしょうか、もしデータがあればお知らせください。

それから、隣の利水の概ね16m³/sですが、県のデータを見ていると平成24年までのデータで濁水流量が18.幾らで、濁水流量がふえたという話ですけども、私は水を利用する側ですからふえるにはこしたことはないのですけれども、ここは概ね16m³/sになっていますが、これは変更する意思はあるのかなのか。実績のデータが18.幾らと、指定区間の県のあれですが、25ページに書いています、18.31トンになっていますね、この整合性がとれるかどうかということをお知らせいただければと思います。よろしくお願いします。

○【座長】

ありがとうございました。

では、質問について事務局からお願いします。

○【事務局】

事務局でございます。まず、20ページの河川環境事業の右下の調査結果についてのご指摘ですけども、これ26年6月1日、2日の、6月の時期のデータでございます。昨年データを載付けておりませんが、昨年は11月22日、これサケを対象にしてやっておりますので、ご指摘のとおりずらしたデータを見せてくれと

ということですので、次回全て今までやったデータを提示したいと思います。

○【事務局】

事務局でございます。まず1点目、国管理区間の整備計画目標流量2,500m³/sを過去の洪水が超えたのかどうかというところでございます。25年9月洪水、23年9月洪水ともに概ね1,500m³/sぐらいの規模でございますので、整備計画流量2,500m³/sを下回っているというような評価でございます。

それから、正常流量16m³/sを見直すのかというところでございますけれども、この整備計画16m³/sにつきましては魚類の必要流量であるとか、景観だとか、そういったものを統計的に整理して決めたものでございまして、現在のところ16m³/sを見直すという考えはございません。

以上でございます。

○【座長】

〇〇委員の考え方でいくと、整合というのはあったほうがいいのですか、先生もうご存じだと思うのですがけれども、途中の16m³/sという環境維持というか、これは流域面積とかそっちのほうから大体このぐらいの広さで1m³/sとか、そういう量から決まっている算定量なのですけれども、湧水量はそのまま測定数を年間10日下回った量とかそんな感じで決めるのですけれども。

○【委員】

わかりました。河川維持用水も含めまして、概念で16m³/sぐらいは必要だという意味、現状はかってみて、これ以上ですからね、いい側の話なので、上にかさ上げる必要はもちろんない。我々水利用側からすれば、できればかさ上げして、それより下回らないような河川の水利用計画を組んでほしいというのが上に上がれば上がるほど利水側は楽ですからね、取る側は。ということでちょっとお聞きしたのですが、十分に16m³/sを上回っている日常の河川流量であるということであれば、河川の正常さからいったらいい方向だと僕は思っています。ですから、16m³/sであればそれはそれで構わないというふうに思っています。

○【座長】

ただ、途中に堰で農業用水取ったりしているのですが、もしその最低値が変わるとその議論をしかねないというか、そこに影響してくる可能性がありますね。

○【委員】

ただ、今このデータでは、365日のデータだと思いますので、上流側で農業用水取ったとしても下流側の流量はこのぐらいあるのだというふうに僕は理解したのですが、剣吉地点ですよ、あくまでも。

○【座長】

剣吉でね。23年と25年の洪水で大体大橋地点でしたか、1,500m³/sというのはさっき工藤町長さんも言っていた、うちの町であふれて、それが遊水地機能を果たしているのだと、それもある、そういうのもあるし、また直轄でも櫛引の下流側、右側のところが冠水したりしているのです、その分下流が流量少なくなっているのは確かですね。

ありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ。

○【委員】

今、座長がおっしゃったことともちょっとかかわるのですが、僕は不勉強でこれまでの洪水のパターンというのはよく知らないのですが、今回お話しいただいたように、国と県と管理する区間が違って、拝見すると国のほうはもうあらかじめ築堤のほうも整備が進んでいるように見受けられました。南部町地区での氾濫というものがもともとそういう性質を持っていたものなのか、それとも東日本大震災のときにも海岸部における堤防高の違いによって、隣がより高い堤防をつくっていると、より低いところに被害が回っていくという、同じ海岸なり、河川なりを共有する部分での防災対策の違いによって被害が低いところに集中していくという現象というのがあったように伺うのですが、この馬淵川の場合にも県管理の部分での対策の総体的なおくれといいますか、緩やかさというのがこの南部町地区の

ものにつながっているといったような、国と県の管理のスケジュールのずれというものというのが何か問題を引き起こしていないのか、それは何か調整していくということは今後考えられるのかといったようなことについて、全く素人考えで恐縮なのですが、せつかく総合的な治水ということで資料のほうを国のほうの18、19でまとめて出していってほしいと思います。

○【座長】

ありがとうございます。

どちらでございますか、今の点、両方から一言ずつ。

○【事務局】

一般論的なところからまずご説明したいと思います。治水の原則という考え方でいきますと、当然水は上から下に流れますので、上であふれないようにするとどんどん、どんどん下流側にその洪水が伝播して行って、下流があふれるようになるということを考えますと、原則下流側の能力を上げて上に上がっていくという考え方があります。ただ、治水というのはその一側面だけでは考えられなくて、例えば資産の重要度であるとか、あるいは左右岸のバランス、先ほど申し上げたのは上下流のバランスですが、あるいはためものとして、例えばダムをつくるというようなものになりますと上流にダムをつくって、まずは下流側に水を流さないようにできますので、そういうものを急ぐというようなことがありまして、その流域、流域で整備の仕方というのは若干違いが出てくるという側面はあると思います。

また、今般馬淵川に関して申し上げますと、県、国が総合的な治水対策ということで、それはハードの面はそれぞれ当面5年間でやれるものをとにかく一生懸命やりましょうという計画とともに、ソフト対策としてできることをやっていきましょう。例えば洪水時に連携しながら住民の方々にいかに速やかに避難していただくかであるとか、あるいは今の話は情報の話ですが、先ほど申し上げました国のほうで河川防災ステーションということで拠点整備をしたりであるとか、あるいは国道104号の際で県の河川事業とあわせて特殊な構造物をコンクリートの壁をつくって、そこで洪水をとめるというようなことを連携しながらやっているのですが、そういうようなそれぞれできることを総合的にやることによって、

速やかに、効率的に進むというようなやり方を今いろいろと模索しながらやっているという状況でございます。だから、どちらか一方がおくれたというよりは、今現在両方が一生懸命進めているというふうにご理解いただければと思っております。

○【事務局】

ちょっと補足しますと、馬淵川の場合、さらに岩手県から流れてくるのですがけれども、今回青森県さんと同様、岩手のほうも大分被害出ていまして、整備計画をこれからつくるというような状況になっています。こんなことはないのですが、仮に岩手県が物すごい河川をつくった場合には、その川の水がどんと青森に来てしまうのです。そうなれば当然負担は下流に来るのですが、そうならないように両県の調整なりを整備局、本省のほうでして、流域全体で安全度が上がっていくような形で調整はさせていただいています。

○【座長】

ありがとうございます。

○【委員】

そうですね、実際に〇〇委員が先ほどおっしゃっておられたように、うちが遊水地になっているみたいなこと、そういう考え方というのが社会的には存在し得るといったときに、実際にそういう方がおられるということが事実してあるわけです。そのときにできることをやっているのというふうな言い方だけですと、実際にこのデータとして見たときに国のほうはもう95%ぐらいできていて、こっちはまだ余りというふうな、そういうふうなデータの提示の仕方になっていると、やっぱりねというふうな形になりかねないので、そのあたりは丁寧にご説明していただいたほうがよろしいのではないかなと素人ながら感じました。

以上です。

○【座長】

ありがとうございます。

どうぞ。

○【委員】

今の発言に関連するのですが、櫛引から下流のほうは国の直轄でやっている、大変流路がストレートで、そんなに大変でないなという感じがするのですが、櫛引から上流のほうは大変流路が蛇行していて、県としては大変なところを引き受けているなと思っているのですが、粘り強く、ぜひ着実に、そして急いでやってもらいたいなと、こう思っておりますので、ぜひ粘り強く着実に、しかし急いでぜひやってほしいなと。

今先生の話をしたのでは、江戸時代でも旧福地とか、旧名川町の河川部のところはいつも氾濫とか、川の流域がしょっちゅう起きているのです。それを新川というのは堀を通して真っすぐストレートにして、蛇行した部分は藩で百姓を使って耕作させるのです、水田化するのです。初めのころはだんだん河川の人口も田んぼも少ないときには河川部にはそういう耕地とか人家もなかったのですが、だんだん、だんだん現代に近づくにつれて河川部に人や耕地が入ってくるので、被害を受けるのですが、そういう歴史を持った馬淵川なのですが、ぜひ県のほうに粘り強くひとつ頑張ってもらいたいなと思っていました。

以上です。

○【座長】

ありがとうございます。

あと県管理と国管理、櫛引橋で河口から10キロのところなのですけれども、そこから上流が県の管理で、県の場合の計画規模が30分の1というのが基本方針で、当面は20分の1の安全度でやろうとしていますけれども、それは20年そこに住めば1度来るような大雨に対して安全な流域にしようという計画なのです。ただ、国の場合は100分の1ですから100年に1度来るような大雨に対応して、堤防の河道計画を組んでいますから、その違いというのはすごいです、実際の毎年の洪水が起きているのではないかというような感覚にもなりかねないし、ときによっては立て続けに大きい洪水というのが来るときあるのです。今は馬淵川がそういう時期なのかもしれないけれども、そういうところが、そういう現象が来ると国の管理しているところと県が管理しているところの計画、安全規模の差がはっきり出てくるのです。これは、だから基本的には全部青森県内の馬淵川は国管理にするのが一番いいのかも

しれないですね。これはあと県、地元がどういう運動していくかも関係してくるし、県がそれに対してどう応えていくかにも関係してくることだと思いますけれども。

はい。

○【委員】

今の件について、私どもも八戸市さん、当町、三戸町さん、去年から田子町さんも入りまして、馬淵川とともに生きる期成同盟会という中で、国管理にしてほしいと要望をしております。また、三村知事も同じことは国のほうに要望しているところですよ。私どもも県に対して失礼になる部分がありますが、正直国区間と県管理の部分の工事は全然違います。これは予算の確保の当然違いだと思います。同じ1級河川で国直轄、青森県管理、岩手県管理と3つに分かれているわけですよ。やはり私は1級河川として国直轄管理にしていくべきではないかなと思います。将来的にそういう働きかけを私どもは、現在もしておりますし、これからもそう簡単にはいかないかと、地方分権と言われている中で逆行しているのではないかとされるかもしれませんけれども、やはり大事なものは住民の皆さん財産、生命を守る、これを第一基本に考えていくなれば、やはり国直轄でやっていくべきではないのかなと、そういうことも要望活動は現在行っているということも報告させていただきます。

○【座長】

引き続き頑張ってください。ありがとうございました。

2番目の議題については、よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

○【委員】

この基本計画そのものには、整備計画そのものには含まれていない部分になってしまうのでしようけれども、冒頭の座長の挨拶にあったように、やはり天候が急激に雨が降る今までにないような降り方をするとなってくると、県の計画の30年に1度のというふうな確率論でやったとしても防げないことがいっぱい出てくるわけですよけれども、そうするとどうしても南部町さんのほうとか三戸町さんのほうに洪水が起きやすいという現状は幾ら頑張ってもそれは出てくると思うのです。そうする

と、ほかの河川ですと最初からある程度ここは洪水が起きるのだと、起きるからこそ八戸は洪水が減るのだよという考え方のもとに補償金のようなものを洪水資金で手配して、そういうふうなものを設けているところもありますし、馬淵川はもうそろそろやれることというのは頑張っでやっていますので、少し南部町であるとか、三戸町のほうのそういうふうな方々の分の負担を見るような制度もそろそろ視野に入れていかないと難しいのかなというのをきょうの話を聞いていて強く感じました。

それともう一点、30年前みたいにちょっと築堤を強くするとか、河道掘削を強くするわけですけれども、その場合、逆に水が引ける、万が一それを越えて洪水が起きた場合、水が引ける速度が逆に遅くなるのではないかと、例えば築堤を高くしたところですね。その場合は、逆に被害が長引いたり、堆積する土砂の量がふえてきて経済的な負担がまたふえてくるのではないかと思うのですが、そういうふうなものに対するシミュレーションというのは現状はあるのでしょうか、その2点です。

○【事務局】

数値的なシミュレーションというのではないわけですが、堤防を高くしたとき、氾濫したとき、確かに河川に水が戻るのに時間がかかるようになるとか、そういうことは十分考えられます。あと土砂の問題ですが、これはちょっとどっちの方向になるのかはよくわからないというのが現状だと思います。

○【座長】

よろしいですか。

○【委員】

まだ先の話ですね。

○【座長】

そうですね。ありがとうございました。貴重な意見いただきました。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○【座長】

それでは、2つ目の議題もこれで終了したいと思います。

ここで一旦休憩をとりまして、意見の集約、事務局のほうに意見集約をしていただき、それがまとまった段階で、この場で委員の皆さんとともに議事として確認していきたいと思います。

ちょっと休憩とります。休憩にします。7分ぐらいかな、4時には終わりますので。

【 休憩 】

○【座長】

それでは、議事を再開したいと思います。

事務局でまとめた結果は、今画面に出ていますので、これについて説明していただきます。お願いします。

○【事務局】

事務局です。馬淵川水系河川整備計画（指定区間：八戸圏域）について、本日のご審議の結果についてご説明いたします。

まず、1点目として、県の素案（変更案）は妥当と判断するという事、それともう一点、河川改修を進めるに当たっては、以下の点に留意して進めること。まず、1点目といたしまして、地域住民の意見をよく聞きながら整備を進めること、2点目といたしまして環境に関する有識者の意見を踏まえた上で、河川環境の保全、復元に努めることという意見がございました。

以上でございます。

○【座長】

いかがでしょうか、よろしいでしょうか。これが1番目の審議事項の議事ということになります。いいですね。

「はい」の声

○【座長】

ありがとうございます。

それでは、議事は終了しますけれども、その前に県の今さんのほうから何か、議事終了に当たって、うまくまとめましたので。

○【事務局】

それでは、閉会に当たりまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様方には大変お忙しいところ、本懇談会にご出席いただき、まことにありがとうございました。本日いただいたご意見、ご提言を河川整備計画に反映させた上で、先ほどもご説明したとおり10月頃には策定する予定としております。県としては、この整備計画に基づき現在実施中の事業に加え、早急に新たな治水対策に着手し、河川整備の促進に努めてまいりたいと考えています。

また、今後とも馬淵川の河川整備を進めるに当たり、お気づきの点がございましたら、引き続き皆様からのご助言等をお願い申し上げまして、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○【座長】

ありがとうございました。

途中少し4時に終われるか不安になってきたのですが、皆さんの協力で時間どおり終わることができました。また、議事についてもいろんな意見をいただき、無事皆さんの合意を得ることができました。ありがとうございます。これで予定した議事は全て終了しました。ありがとうございます。

進行は司会のほうにお返しします。

○【司会】

ありがとうございました。

6. 閉 会

○【司会】

本日は長時間にわたりまして、ご審議まことにありがとうございました。

以上をもちまして、第10回馬淵川水系河川整備学識者懇談会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 午後 3時50分)